＜児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成用＞

事実婚の解消及び未婚の母子（父子）に関する調書

（平成 22 年 7 月 30 日付雇児福発 0730 第 2 号課長通知）

※児童扶養手当は、あなたが現在いわゆる事実婚状態にある場合は支給されません。以下の項目は、この点を確認するために申告していただくものです。

項目	内容
児童の父（母）の状況 （事実婚解消で申請される場合は事実婚相手の状況）	☑ 判明　氏名　肥後　太郎 住所　熊本市東区東本町 16 番 30 号 ☐ 不明　理由【　】
同居の有無	☑ 有り　同居の期間　H・R　31 年　1 月～H・R　3 年　2 月まで 同居の住所　熊本市東区東本町 16 番 30 号 ☐ 無し
定期的な生計の援助	☐ 有り　・　月（　円程度）※取り決め書　あり　・　なし ☑ 無し
交流の状況	☐ 定期的な訪問がある（月　回程度） ☑ 定期的な訪問がない
その他参考事項	（　）
上記のとおり、相違ありません。 令和　3 年　4 月　10 日 氏名　熊本　花子	

以下、担当者記入欄　※未婚による子の出生の場合に記入してください。

【懐胎までの状況】　（知り合ったきっかけ、交際期間、交際の状況及び今後の見込み）			
【父（母）に関する情報】			
・父（母）の現状（就労状況・生活状況）　[　]			
・父（母）の養育の意思　[　]			
・本人と父（母）との婚姻の意思　[　]			
【その他】			
受付年月日	令和　年　月　日	担当者氏名	